

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第0174300038号)

ハイツ・野いちご「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者、医療機関等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 浜中福社会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地 |
| (3) 電話番号 | 0153-65-3100 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 安藤 義幸 |
| (5) 設立年月 | 平成7年3月28日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的
ご利用者の心身の状況、置かれている環境やご利用者及びそのご家族の希望等を考え、居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整、その他の便宜を行う。
- (3) 事業所の名称 ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所
平成12年4月1日指定 北海道 第0174300038号
- (4) 事業所の所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地
- (5) 電話番号 0153-65-3100
- (6) 管理者氏名 平瀬 美江
- (7) 当事業所の運営方針
事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、医療機関等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務を行う。
- (8) 開設年月 平成8年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 浜中町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日および12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	月～金 8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時00分

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第18条、第13条参照)

- (1) 事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

(2) 損害賠償について(契約書第 19 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様としますが、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(3) サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第 15 条参照) 契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 17 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(4) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 15 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(5) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名			1名	下記1)
2. 介護支援専門員	1名			1名	下記2)

- (1) 管理者は事業所の職員の管理、指定居宅介護支援のご利用者への申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員は介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定連絡調整業務に当たる。

*常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 40 時間)で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

居宅サービス計画の作成については、ご契約者のご家庭を訪問し、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。(※特別地域居宅介護支援加算15%を含む。※初回加算あり。)

(3) 利用料金のお支払い方法

当事業所よりご請求しますので、いずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金払い

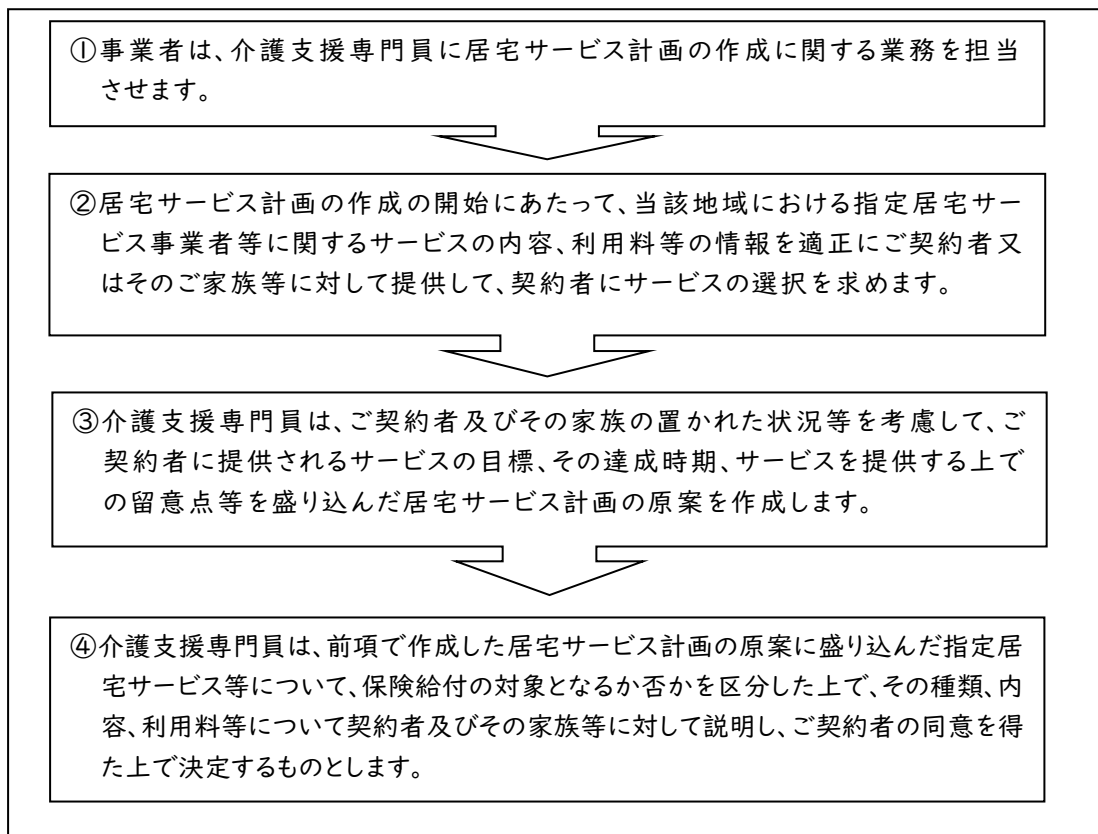
イ. 下記指定口座への振り込み

大地みらい信用金庫 浜中支店 (普)0996317

社会福祉法人 浜中福祉会

理事長 安藤 義幸

(4) 居宅サービス計画の作成の流れ



(5) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者・医療機関等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者・
医療機関等との連絡調整を行います。
- ③ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(6) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(7) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(8) 入院時における医療機関との連携

ご契約者が入院時に、担当介護支援専門員の氏名や連絡先等を入院先医療機関に伝える様依頼すると共に医療機関とのスムーズな連携に努めます。

6. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人浜中福祉会は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 高齢者虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者	施設長 大橋 務
-----------	----------

(2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、虐待防止策に関し、その実態把握と改善について協議し、その会議録を記録する。結果は職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、職員又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身体拘束について

原則としてご利用者に対しての身体拘束を廃止しております。身体拘束廃止に向けての基本的な考え方として、ご利用者の安全を身体拘束によって図るものではなく、介護のマネジメント過程において事故の防止対策を尽くすことを目標としています。ただし、自傷他害等のおそれがある場合や、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶなどの「緊急止むを得ない場合」には、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。「緊急止むを得ない場合」の対応として身体拘束を行う場合には、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性

ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、介護職等個人ではなく、身体拘束廃止委員会の同意を必要とする。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

8.特定個人情報の保護について

<p>① ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 社会福祉法人浜中福祉会は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 社会福祉法人浜中福祉会は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 社会福祉法人浜中福祉会が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

9.BCP 業務継続計画について

社会福祉法人浜中福祉会は、自然災害や感染症、事故等のあらゆる危機に対し、ご利用者と職員の生命及び健康、安全を守り、サービス提供を継続するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 公平中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です。当事業所の前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び、各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合は、別紙のとおりです。

(2) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(3) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

11. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 平瀬 美江

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

8 時 30 分～17 時 00 分（祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

電話番号 0153-65-3100 FAX0153-65-2738

○ 苦情解決委員に直接申し出る事も出来ます。

三膳 時子 浜中町霧多布西 4 条 1 丁目 17 番地 電話番号 090-8277-8805

佐々木 栄 浜中町茶内若葉 2 丁目 10 番地 電話番号 0153-65-2715

佐藤 清勝 浜中町茶内橋北東 54 番地 電話番号 0153-65-2274

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浜中町役場 介護保険担当課	所在地 北海道厚岸郡浜中町湯沸 445 番地 電話番号 0153-62-2319 FAX 0153-62-2229 受付時間 8時30分～17時15分
北海道国民健康 保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 受付時間 9時00分～16時00分

12. 緊急時・事故発生時の対応

- ① 指定居宅介護支援事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ① 指定居宅介護支援事業者は、①の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をします。
- ② 指定居宅介護支援事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

緊急連絡先	
住所:〒 - 浜中町	続柄:
氏名:	電話番号:() - 携帯電話:

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 平瀬 美江

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____

*入院時における医療機関との連携担当介護支援専門員 氏名 平瀬 美江

※ この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。